

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和4年7月12日付けで行った文書「1.『にじの丘学園教育プログラム』に、にじの丘学園では、「習熟度別」「課題別」学習を行う旨記載されている。（別紙参照）2021年度において、5,6年生で実施された「習熟度別」学習に関し、どの教科のどの単元で、何時間、どのような習熟度を設定し（例 A＝発展コース B＝補充コース）行ったのか分かる文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和4年7月25日付け瀬学教第1071号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和4年7月12日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和4年7月25日付け瀬学教第1071号で行った公文書不開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 公文書不開示決定通知書における不存在の理由として、「習熟度別の学習は行っているが、その教科や単元、時間、習熟度設定の分かる文書は作成していないため。」と記載されている。

イ 上記のように、「習熟度別の学習は行っている」と言うのであれば、開示請求したような文書は必ず存在する。

ウ 習熟度別の学習を行った、教科名、単元名、時間数等は、少なくとも週案簿には記載されているはずである。

エ 以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

(1) にじの丘学園においては、習熟度別学習の手法として、タブレット端末に導入している学習アプリを活用し、学力調査の結果に応じた学習フォローを行っている。これを示す文書として学力調査の契約書に添付された仕様書が存在するが、当該仕様書以外に習熟度別学習の詳細が分かる文書を作成していない。

(2) 上記仕様書は、学力調査の結果に応じた学習フォローを行うことが記載されている。当該仕様書が審査請求人の求める文書に該当するか審査請求人への聞き取りを行った

が、審査請求人の趣旨とは異なることから、実施機関と審査請求人は、当該仕様書は審査請求人の求める文書に該当しないという結論で合意をした。

(3) 以上のことから審査請求人の主張する文書は不存在のため開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和4年 7月12日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書を提出
令和4年 7月25日 処分庁が公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和4年 7月29日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和4年 8月16日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和4年 9月15日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和4年10月13日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和4年10月24日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和5年 2月14日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和5年 8月15日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書を提出
令和5年11月17日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

ア 瀬戸市ホームページに掲載されている、にじの丘学園教育プログラム（以下「プログラム」と言う。）には、習熟度別学習を行う旨の記載がある。プログラムに記載がある以上、当然に何等かの文書があると考え、開示請求をした。

イ 処分庁は、タブレットにより習熟度別学習を行っているが文書は無いと説明している。しかし、プログラムには、習熟度別学習とは別にICT機器を活用した授業をする旨の記載がある。このことから、タブレットによる学習と習熟度別学習は別のものを想定していたと考えられる。タブレットにより習熟度別学習を行うという処分庁の説明は、プログラムの記載事項と矛盾をしている。

ウ 処分庁は、弁明書において、「審査請求人は、例えば、習熟度の高い集団、中程度の集団、低い集団に分類し、各集団で教室を分けて習熟度に応じた学習を行うようなものを想定していた」と主張しているが、習熟度別の集団構成は審査請求人が想定したものではなく、プログラムに記載された事項である。

エ 処分庁は、請求文書を開示すると、児童、生徒を序列化することがわかり、それを隠すために不開示としたのではないかと考える。

オ 以上のことから請求文書は必ず存在すると考える。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 学力調査の契約書に添付された仕様書において、タブレット端末に導入している学習アプリに関する習熟度別学習の記述があるが、仕様書が請求文書に該当するかを確認した。

審査請求人によると、習熟度別に集団分けをして、何の教科を何時間行ったかが分かるような文書を請求しており、当該仕様書に習熟度別の学習の記述があっても、集団を構成する学習の記述がなければ、求める文書ではないとの答えであった。

イ 次に、審査請求人が習熟度別の学習に係る記載がされているはずと主張する週案簿について、処分庁に確認を行った。

処分庁は、週案簿について1週間の授業計画（どの時間にどの授業を行うか）を電子上で入力するものであり、個別の児童、生徒の習熟度を記載するものではないとの説明であった。

ウ また、「5 審査会の判断の理由」(1)ウにおいて、審査請求人が処分庁の矛盾と指摘する点について、確認を行った。

まず、当初は集団を構成しての学習を想定していたが、コロナ禍に起因するタブレットの普及により、集団を構成しなくても習熟度別の学習が可能になったことも考えられるが、審査請求人へ見解を確認した。

審査請求人は、社会情勢の変化により当初と学習方法が変わった可能性もあり得るとも考えたが、瀬戸市ホームページに掲載されたプログラムは当初から変更も修正もされておらず、現在も閲覧可能である以上、当初と変わらない学習方法が行われているはずだと主張をされた。

エ ウにおける審査請求人の主張を受けて、処分庁の主張を確認した。

処分庁は、プログラム作成時点では1人1台のタブレット所有を想定していなかったが、社会情勢の変化に伴いタブレットの個人所有が進んだことで、結果として、集団を構成しなくても習熟度に応じた個別最適な学習が可能になったとの説明であった。

また、中学校では集団別学習を実施しているが、小学校5・6年生に限定した文書の請求であったため、不存在としたとの説明であった。

オ したがって、本審査会としては、これ以上審査することが困難であるので、処分庁は、審査請求人が求める文書を保有していないと判断せざるを得ないとの結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の文書作成等について、補足的に意見を述べる。

当審査請求の発端は、瀬戸市ホームページに掲載されたプログラムにおける記述である。現在、中学校での集団別、習熟度別学習を実施しているが、小学5・6年においては、集団別学習を実施していない。また、コロナ禍に起因するタブレット普及により当

初の想定から学習方法が変化をしている。結果として実態とプログラムの記載に齟齬が生じ、閲覧者の誤解を招く原因となっている。

情報公開制度の目的が、条例第1条において、「市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り」と規定されているが、公開される情報の正確性は、制度の目的の前提となるものである。

社会情勢の変化により、最適な学習方法が変わることはあり得ることだが、変化に応じた正確な情報を提供することが、「市民の知る権利を尊重」するために不可欠であることを理解されたい。